(ル)　北緯三三度二六分東経一三六度四〇分の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三三度四〇分一二秒東経一三六度五九分四五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ワ)　北緯三四度一〇分五〇秒東経一三七度二三分一〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(カ)　北緯三三度五二分三七秒東経一三七度三五分四二秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヨ)　北緯三四度〇五分〇三秒東経一三八度〇七分五九秒の地点を中心とする半径一・三海里の円によって囲まれる区域内
(タ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

期間　平成二十五年一月十二日から平成二十五年二月四日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第五十号（平成二十四年十二月二十一日発行）、五管区水路通報第五十一号（平成二十四年十二月二十八日発行）及び十管区水路通報第五十一号（平成二十四年十二月二十八日発行）により通報

○海上保安庁告示第二百八十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度一〇分七秒東経一三一度四九分二九秒、北緯三一度四〇分二秒東経一三一度三八分五九秒、北緯三一度三〇分二五秒東経一三二度一六分三二秒、北緯三一度三五分七秒東経一三二度二六分四七秒、北緯三二度二九分二七秒東経一三二度四六分一八秒、北緯三二度七分五八秒東経一三二度九分一秒、北緯三二度三九分三秒東経一三二度九分八分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年十二月二十九日から平成二十五年一月十四日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第五十号（平成二十四年十二月十四日）、五管区水路通報第四十九号（平成二十四年十二月十四日発行）、十管区水路通報第四十九号（平成二十四年十二月十四日発行）

○防衛省告示第二百七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日　防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日　防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日　防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日　防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月十四日　防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十五年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。